

(案)

清須市第3次総合計画の策定方針

令和5年9月

I 清須市第3次総合計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

清須市は、平成28年に「水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市」を目指すべき将来像として掲げた「清須市第2次総合計画（以下、「第2次計画」という。）」を策定し、総合的かつ計画的な行政の運営を実施しているところです。

第2次計画の計画期間は、平成29年度～令和6年度の8年度間となっており、令和6年度をもって計画期間の終期を迎えます。

このことから、第2次計画の成果や課題等を踏まえるとともに、本格的な人口減少局面への対応や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に大きく変化した人々の生活様式、自治体に求められるDX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）の取組み等、新たな視点や価値観を踏まえたうえで社会情勢の変化を的確に捉え、今後の清須市が目指すべき姿を示す行政運営の指針として、令和7年度を始期とする「清須市第3次総合計画（以下、「第3次計画」という。）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令上の取扱いについて

平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、それまでは市町村の義務とされていた総合計画（基本構想）について、法的な策定義務がなくなったことにより、総合計画（基本構想）を策定するかどうか、策定にあたって議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられています。

■地方自治法（改正前）⇒ 削除

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

(2) 本市における取扱いについて

地方自治法の改正により、総合計画（基本構想）の策定義務付けは廃止されましたが、本市においては、行政運営の基本的な指針として、以下の2つの観点から総合計画を策定することとしています。

観点①

長期的な視点に立ち、市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定める。

観点②

目標の実現に向けた政策・施策・事業を最適に展開するための行政運営マネジメントの基軸とする。

また、総合計画（基本構想）は、今後の清須市の行政運営の根幹をなすものであることから、清須市条例において策定、変更又は廃止について議会の議決が必要な事項として定めており、第3次計画も議会（令和6年12月）の議決を経て策定します。

■清須市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とする条例（平成23年12月27日条例第25号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定めるものとする。

(3) 総合計画の位置づけ

総合計画は、清須市の最上位計画であり、政策全分野にまたがる基本指針です。

社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、長期的な視点で清須市が目指すべき姿やまちづくりの目標を示す、行政運営の「道しるべ」とも言える重要な計画となります。

3. 計画の構成・計画期間

(1) 計画の構成

第3次計画は、第2次計画と同様に、「基本構想」－「基本計画」－「実施計画」の三層で構成します。

基本構想	<p>今後の清須市のまちづくりの方向性を示すもので、市の「基本理念」と「将来像」を定めるとともに、その実現に向けた基礎となる「行政運営の方針」を定めるものです。</p> <p>また、「将来像」の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの目標となる、「7つの政策（施策の指針）」を定めるものです。</p>
基本計画	<p>基本構想で掲げる政策に基づいて、施策・事業を展開していくにあたり、市の役割や組織に応じて施策を体系的に整理したうえで、施策ごとに明確な目標と、その目標の実現に向けた施策の方向性を定めるもので、清須市の行政運営マネジメントの核となる計画です。</p> <p>また、「土地利用方針」や地方創生に向けた具体的な対策をまとめた「地方版総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）」（※）を包含した計画とします。</p> <p><small>※ 地方版総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）…2014（平成26）年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、都道府県や市町村がそれぞれの地域の実情に応じた地方創生に関する施策についての基本的な計画を定めたもの。</small></p>
実施計画	<p>基本計画で定める施策の方向性に即して、具体的な事務事業を着実に実施していくため、毎年度の予算編成と連動させながら、その進捗を適切に管理するための計画です。</p>

このうち、「実施計画」は、毎年度の予算編成と連動させながら毎年度作成（ローリング）していくものとし、総合計画審議会における審議の対象は「基本構想」及び「基本計画」とします。

■ 計画の構成と審議会の審議対象

審 議 対 象		審議対象外
<p>【基本構想】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念 ・ 将来像とその実現のための施策の指針等 	<p>【基本計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策ごとの目標、目標の実現に向けた施策の方向性、達成度指標 ・ 土地利用方針 ・ 地方版総合戦略 	<p>【実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策に基づく実施事業（予算と連動）

(2) 計画の期間

長期的な視点に立った将来に実現するまちの姿を描く「基本構想」は10年度間（令和7年度～令和16年度）、施策ごとの目標と方向性を定める「基本計画」は、計画の進捗状況や社会情勢の変化等、さらには関連する個別計画の見直し等に的確に対応するため、前期5年度間（令和7年度～令和11年度）、後期5年度間（令和12年度～令和16年度）に分けて策定を行うこととします。

■ 第3次計画の計画期間

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
基本構想	10年度間									
基本計画	前期計画（5年度間）					後期計画（5年度間）				

《参考：第1次及び第2次計画の計画期間》

	第1次計画										第2次計画（※）							
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
基本構想	10年度間										8年度間							
基本計画	前期計画 （5年度間）					後期計画 （5年度間）					前期計画 （3年度間）			後期計画 （5年度間）				

※第2次計画の計画期間は、基本計画に包含する「地域版総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）」の計画期間との整合を図るため、前期計画の期間を3年度間としたことから、全体で8年度間の計画期間となっています。

4. 計画策定において重視する事項

(1) 分かりやすい、伝わる計画づくり

本市が目指す将来像やまちづくりの目標を、幅広い世代に分かりやすく伝わる計画づくりを目指します。

(2) 社会情勢の変化を的確に捉えた計画づくり

本格的な人口減少局面への対応や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に大きく変化した人々の生活様式、自治体に求められるDX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）の取組み等、新たな視点や価値観を踏まえたうえで社会情勢の変化を的確に捉えた計画づくりを目指します。

(3) 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の趣旨を踏まえた計画づくり

デジタルの力を活用した地方創生の加速化・深化を目指して国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の趣旨を踏まえた地方版総合戦略の策定を目指します。

(4) 施策の評価指針として活用できる計画づくり

計画の実行性、即応性を高めるため、施策ごとに成果を表す指標を設定し、毎年度、PDCAサイクルにより施策評価と見直しを行うことができる計画づくりを目指します。

(5) 市民の声を反映した計画づくり

市民を対象としたアンケート調査や、市民に参加していただく市民参画会議の開催等を通じて、幅広く意見を聴取し、市民の声を反映した計画づくりを目指します。

Ⅱ 計画の策定体制及び市民意見の反映

1. 計画の策定体制

第3次計画を策定するにあたり、必要な事項の調整・検討などを行うため、次の策定会議等を設置します。

(1) 総合計画審議会

総合計画審議会は、市長の諮問機関として、学識経験者・公共的団体の役員等により構成し、総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項についてご審議いただき、最終的な答申をいただきます。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議は、学識経験者をはじめ、産業関係団体・行政機関・教育機関・金融機関・労働関係団体の各代表者等により構成し、主に地方版総合戦略や人口ビジョンの策定についての協議を通じて、専門的見地からのご意見をいただきます。

2. 市民意見の反映

第3次計画を策定するにあたり、市民の声を反映した計画策定を行うため、次の機会を設けて市民からの意見聴取等を行います。

(1) 市民アンケート（市民満足度調査）の実施

市内在住の3,000人を対象としてアンケート調査を実施し、各施策に対して市民の皆さんが感じている満足度、重要度等を統計的に整理します。

(2) 市民参画会議の開催

市民（在住・在勤）から参加者15名程度を公募し、清須市の将来像や現状の課題等について意見聴取を行う、市民参画会議を開催します。

(3) パブリック・コメントの実施

計画の案について、市民からの意見を収集するため、パブリック・コメントを実施します。

